

令和2年5月7日

区内介護予防・生活支援サービス事業所
区内居宅介護支援事業所
管理者 各位

練馬区高齢施策担当部高齢社会対策課
介護予防生活支援サービス係

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・生活支援サービス事業
の報酬算定の臨時的な取扱いについて

日頃より、練馬区介護予防事業にご理解とご協力くださいますこと誠にありがとうございます。

標記の件について、昨今の新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえ、当面の間、下記のとおりに対応としますので、お知らせいたします。

記

- 1 事業所が営業中で、利用者が新型コロナウイルス感染症対策で、自主的に月途中から月末までサービス利用を中止している場合（または、月途中から利用を開始し月末までサービスを利用した場合）の算定方法について

⇒休業中の取扱いと同様に、月額報酬を回数コードで計算して算定する。

【例】4月1日から4月15日まで利用、以降月末まで利用していない場合

実績のある日において回数コードで算定とした場合は、経過を記録に残しておくこと。

- 2 上記対応期間

令和2年4月請求分から、当面の間

※本通知は、現時点での解釈となります。今後、新型コロナウイルス感染が終息した際には、後日、取扱いについて通知いたします。

※本通知の内容は、練馬区の解釈であるため、利用者が他区市町村の被保険者である場合は、各保険者に確認すべきであることを念のため申し添えます。

【担当】

練馬区高齢施策担当部高齢社会対策課

介護予防生活支援サービス係

電話 03-5984-4596（直通）

メール KOUREITAIISAKU14@city.nerima.tokyo.jp